# 障がい福祉サービス利用の大まかな流れ

障がい福祉サービスを利用するためには、いくつかの手続きが必要になります。大きく分けると

- ① 市役所へのサービス利用の申請
- ② 計画相談支援事業所との契約

③ サービス利用事業所との契約 が代表的な手続きとなります。・ その他にも面談などお時間を 頂くことがございます。



#### サービス利用の相談・申請手続き (1)

市役所(福祉課・子育て支援(支所の場合は地域振興課))で、**障害福祉サービス**(障がい児通所支援)の利用 などについてご相談してください。

※既に福祉サービスなどをご利用中の方で、サービスの変更などをご希望される方については、相談支援事業所 の担当者にまずはご相談してください。

#### 【持ち物】

サービスを利用する方(ご利用者様):①障がい者手帳 ②印鑑 ③マイナンバーカード(通知カード)

代理申請の場合:上記に合わせて

①代理人の身分証明書(免許証・マイナンバーカードなど) ②マイナンバーカード(通知カード) ③印鑑



#### (2)指定特定計画相談支援事業所の選択・面談予約

計画相談を依頼する相談支援事業所を選び連絡してください。

面談や訪問の予約の調整を行います。

(高山市内には7か所の相談支援事業所があります。)

当事業所にご依頼の場合は、

高山市障がい者生活支援センター TEL 0577-57-7294

『計画相談支援の依頼をしたい!!』とご連絡ください。





#### 相談支援事業所との契約 (3)

来所または、訪問にてサービス利用の流れや計画相談支援についての説明を受け、事業所との契約を行います。

合わせて、現在の状況、ご本人・ご家族のご希望などの聞き取り(アセスメント)を行わせていただきます。 ※1時間程度のお時間をいただきますので予めご了承ください。







# ④ サービス等利用計画(案)の作成

相談支援専門員がご本人・ご家族と面談しお話を聞いた上で計画作成を行います。 ※計画の作成にはお時間がかかります。(約1週間程度) 作成後に説明させていただき、内容について了解を頂ければ署名・捺印を頂きます。



### ⑤ 福祉サービスの支給決定・受給者証の交付

サービス等利用計画(案)をもとに、高山市が支給決定を行い、受給者証が後日交付(郵送)されます。

- ・障害福祉サービス受給者証 (びわ色の手帳)
- ※障害者総合支援法に基づくサービス利用に必要です。(ヘルパー、生活介護、就労支援など)
- ・ 通所受給者証 (若草色の手帳)
- ※児童福祉法のサービス利用に基づくサービス利用に必要です。(児童発達支援事業・放課後等デイサービスなど)



## ⑥ 担当者会議の開催

サービス等利用計画作成の為、利用サービスの提供事業所スタッフなどが集まり、

利用後の支援等について連携を取れるように会議を行います。

※会議については、計画相談支援事業所が招集・調整します。





### ⑦ サービス等利用計画の作成

担当者会議での話し合い内容・受給者証の決定をもとに、必要に応じて計画案の見直しを行い、サービス等利用計画を作成します。

色々と難しそう・・・。 などと悩まずに まずはご相談ください!!

障がいに負けない、ご本人らしい生活の お手伝いをさせて頂きます。(^\_^)/





# ⑧ サービス事業所との契約・利用開始

受給者証をサービス提供事業所に提出。

事業所との契約を行いサービス利用が開始されます。